

第3章 プランの展開

基本目標1 地域を支える人づくり

現状と課題

市民アンケートでは、ボランティア・市民活動をしたことがない人が60%以上で、活動できない理由は「時間がない」が最多となっています。

また、「何を、いつ、どこでやっているのか分からない」と回答している人が20%程度いるため、情報が届き、参加するきっかけがあれば、次の担い手育成にもつながります。

自治会等の地域活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、担い手不足が深刻となっています。年齢・性別を問わず地域活動を支える、潜在的な担い手の発掘・育成が必要です。

さらに、地域福祉活動に興味・関心を持ってもらうきっかけづくりが重要です。

基本 施策

1 地域福祉の多様な担い手づくり

地域福祉活動への持続的な支援を図るとともに、地域福祉における担い手の発掘、リーダーの育成を推進することで、既存の枠組みを超えた地域課題にも対応できるよう、住民活動の多様化と活性化を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●地域福祉に関する学習の場や地域のさまざまな活動に、仲間とともに興味を持って参加します。
地域・団体	●地域活動の中で、活動の担い手や活動のリーダーなどを育成する環境をつくれます。
行政	●地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。 ●地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。

2 地域福祉の意識づくり

お互いを認め合い、地域における課題に関心を持ち、近所に住む人と支え合う意識づくりを推進することで、地域共生社会の基本的な考えである「我が事・丸ごと」の意識を、住民一人ひとりに根付かせます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、さまざまな個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合いましょう。 ●一人ひとりが地域福祉推進の担い手である意識を持ち、地域活動において役割を持って力を発揮します。
地域・団体	●地域活動や交流においては、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、さまざまな個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用します。
行政	●学校や地域などとの連携を図り、体験や勉強会をととした福祉教育の推進に取り組めます。 ●こころのバリアフリーの推進など共生社会の実現のため、さまざまな取組みを行う市民活動の充実を支援します。

3 福祉・介護人材の発掘・育成

地域を支える福祉・介護人材の安定的な確保のため、福祉・介護の仕事における魅力発信や、職員の離職防止に努めるとともに、福祉・介護職員などを対象とした研修・講習会の開催などにも取り組んでいきます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●福祉や介護を身近なこととして捉え、地域の人を支える福祉の仕事への関心と理解を持ちます。
地域・団体	●福祉や介護の活動や仕事に関心をもってもらえるよう、その魅力ややりがいを発信する機会をつくれます。
行政	●市民ボランティアや社会福祉協議会の活動支援を図ります。 ●福祉・介護の仕事に関する情報提供の充実と理解促進を図ります。 ●介護職員初任者研修を開催します。 ●就労継続や良好な職場環境のための支援を行います。

基本目標2 安心して暮らしやすい地域づくり

現状と課題

市民アンケートでは、近所との付き合いの程度について、5年前と比べ「ほとんど付き合いがない」が増加しており、近所付き合いの希薄化が進んでいます。

また、地域で孤立を感じている人が10%程度おり、特にひとり暮らしでは20%程度の人が孤立感を感じています。地域で孤立を感じている人々への支援として、居場所づくりや相談窓口の充実、訪問支援の強化などの推進が求められます。

家族や近所との関係が希薄な高齢者も多く、地域による見守りや制度による支援を必要とする人が増えていることから、地域や行政、福祉関係者等のネットワークの強化により、顔の見える関係づくりや連携を深めることが重要です。

市民アンケートでは、地域で暮らす上での満足度において、道路や交通機関等の利便性に不満を感じる人が多くなっています。

誰もが地域で安心して生活でき、安全に外出ができるよう、移動に困難を抱える方への移動手段の確保や、バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進に向けた取組が重要です。

基本 施策

1 ボランティア・市民活動の活性化

現在活動している地域や福祉の担い手の活動や新規団体の立ち上げを支援するとともに、活動の周知と啓発をすることにより、地域活動やボランティア活動を促進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	● あいさつなどの身近なところから、隣近所などの地域の人と交流を深めます。 ● ボランティア活動・NPO活動・市民活動などへ、仲間とともに興味を持って参加します。
地域・団体	● 自分たちの活動を積極的に地域にPRします。また、活動団体・組織への新規加入を促進するとともに、運営しやすい組織形態について検討していきます。 ● 地域組織・団体内での活動や、地域の行事、イベント、趣味等の活動において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくるとともに、さまざまな人の参加を促します。
行政	● 自治会や地区社会福祉協議会など、地域で活動する団体への支援を行います。 ● ボランティアやNPOが行う地域福祉活動への支援を行います。 ● 地域活動における情報共有や情報発信をデジタル化し、コミュニケーションを拡充します。

2 見守り・孤立防止の推進

地域の中で孤立し、ひとりで生活の課題を抱えてしまうことがないよう、誰もが心のゆとりを持ち、周囲とつながりながら、いきいきとした暮らしができる地域社会づくりを推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●生活の中で悩みごとや心配ごとがあれば、身近な人や地域の民生委員・児童委員等に相談します。 ●地域で孤立する人を防ぐため、普段から近隣や身近な人への声掛けなどをします。
地域・団体	●地域の中で、周囲から孤立してしまっている人がいないかを把握し、積極的なつながりを持てるための仕組みをつくりまします。 ●高齢者の単身世帯などに日常的に気を配り、異変を感じた際は、ためらわず関係機関等に連絡します。
行政	●見守りや地域活動の促進による孤立予防・解消に取り組まします。 ●多様化する生活課題を相談できる機会の充実と支援体制の強化に取り組まします。

3 住みよい生活環境の整備

だれもが住みよい生活環境として、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、移動・外出支援を充実させるとともに、市民が外出時に困っている人へ配慮する意識の向上も図ります。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●地域で困っている人に気づいたら声かけやサポートを行います。 ●バリアフリーやユニバーサルデザインなどのまちづくりに対して理解を深めます。
地域・団体	●「海老名市住みよいまちづくり条例」などにに基づき、誰もが住みよい環境の整備やサービスの提供に努めます。
行政	●バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に取り組まします。 ●高齢者の多様化するニーズに対応するため、デジタル技術を活用するなど、安心安全で使いやすい外出支援策を実施します。 ●福祉サービスの効率化、質の向上を図るため、積極的にデジタル技術を活用していきます。

4 災害等における福祉的支援

平常時からの備えを意識し、災害による被害を最小限にし、逃げ遅れをゼロにするため、災害時における迅速で、的確な対応ができる体制の整備を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や避難場所の確認など、自分自身でできる災害時の備えをしておきます。 ●隣近所に住む高齢者、障がい者など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握します。 ●避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮します。また、高齢者、障がい者等は、周囲の避難者に避難生活に必要な理解や支援を伝えます。
地域・団体	●避難行動要支援者登録名簿を活用した関係者間での情報共有などにより、災害時の支援体制を整えておきます。 ●避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮します。
行政	●避難行動要支援者一人一人の特性に応じた避難支援を行うため、個別避難計画の作成及び整備をします。 ●地域の主体的な防災活動を支援し、自主防災組織への支援に取り組みます。 ●LINEなど、SNSを活用し防災意識を醸成します。 ●避難所や救護活動拠点への情報提供に当たり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネットなどの活用を図ります。 ●指定福祉避難所への直接避難を促進するとともに、避難先での相談支援体制や移送体制を確保します。

コラム 2

避難行動要支援者登録制度の紹介



災害発生時等において、一人では避難することが困難で特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が自身の情報を事前に市に登録し、市がその情報を消防本部、警察署、民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会（避難支援等関係者）に提供することで、災害発生時等において、地域の中で避難行動要支援者に対して必要な支援を実施していく制度です。

▲市 HP「避難行動要支援者登録制度」

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shogaisha/hinan/1003274.html>

基本目標3 包括的な支援の仕組づくり

現状と課題

市民アンケートでは、福祉に関する情報の入手先として、従来の広報えびな、自治会回覧板だけでなく、市のホームページ、市の公式SNSを活用する人が増えています。

福祉的な支援を必要とする人が、必要な情報をいつでも得ることができ、また、分かりやすい情報を提供するために、情報発信の工夫が必要です。

複雑化・多様化した生活課題に対応をするため、福祉行政において包括的支援の実現が求められています。

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など、様々な分野が連携し、市全体で包括的な相談支援体制を構築することが必要です。

包括的支援を機能させるためには、複合的な相談に対しても支援がスムーズに行える包括的な相談窓口の充実や、本人と社会のつながりづくりを支援する参加支援、人と地域がつながり支え合う取組みが生まれやすい環境を整える地域づくり、必要な支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ、関係者の連携がよりスムーズになるように相談支援機関をサポートする多機関協働など取組を進めていくことが重要です。

基本 施策

1 情報提供の仕組づくり

すべての市民が地域や福祉に関するあらゆる情報を幅広く入手できるよう、市HPや広報誌、SNSの積極的な活用など様々な媒体を通じて、ライフステージに合わせた情報媒体にも配慮し、必要な人に確実に情報を届けるための提供体制の充実を図ります。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●積極的に地域活動や福祉に関する情報を得るように努めます。
地域・団体	●地域福祉活動の実施内容や、日時などの積極的な公開によって、市民が気軽に興味をもてるような情報提供に努めます。
行政	●広報やホームページ、SNS（X、Facebook、Instagram、LINE等）、公式アプリなど、多様な情報提供媒体を活用し、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に取り組みます。 ●情報を分かりやすく、伝わりやすくするため、平易な言葉を使った説明など、提供手法を工夫していきます。

2 包括的な相談支援

市民に身近なところで気軽に相談ができ、幅広い課題を受け止める環境づくりと、複合的な課題に対して専門機関等と連携し、本人や世帯の属性を問わず包括的な支援を受けられる相談窓口を整えます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●地域の中で困っている人の身近な相談相手になります。また、自分でも困っていることがあれば、身近な人や地域の民生委員・児童委員等に知らせます。
地域・団体	●地域の中で困っている人がいたら、ケースに応じて、公的な相談窓口や専門機関に繋がります。
行政	●地域において、身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに取り組みます。 ●専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに取り組みます。 ●えびな成年後見・総合相談センターを中核機関として、権利擁護が必要な方を支援する、地域連携ネットワークを活性化します。

3 社会参加支援

ヤングケアラーやひきこもり、8050 問題など本人や世帯が抱える「狭間のニーズ」に寄り添い、地域活動やボランティアの促進、情報提供、交流の場づくりを通じて、市民の社会参加を促進していくための支援を行います。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●ボランティア活動や地域イベントに参加し、交流を通じて、困っている人を助け、地域社会に貢献します。
地域・団体	●ボランティア活動や情報提供、居場所づくり、専門家との協力を通じて、困っている人を助け、市民が社会に参加できるようサポートします。
行政	●「ヤングケアラー支援対応ガイドライン」や「在宅で医療的ケアが必要な方のガイドブック」を作成し、狭間のニーズを抱える人々が孤立せず、地域社会に積極的に参加できるようになるための支援を進め、社会参加を促進します。 ●ひきこもり状態の人への居場所支援として「えびなの居場所」を開催します。

4 地域づくり支援

さまざまな世代分野での交流を図り、気軽に集える居場所や、社会参加の機会をつくることで、誰もが孤独を感じることなく、いきいきと日常生活を営める地域の整備に努めます。

地域生活課題の解決に向けて、福祉関係者や団体・企業等とも連携して地域づくりへとつなげていきます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●「地域ふれあいサロン」などの、地域で行われる交流の場に積極的に参加し、多くの人と交流を楽しみます。
地域・団体	●地域の行事やイベント、その他の交流の場等において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくるとともに、さまざまな人の参加を促します。
行政	●市内にあるさまざまな資源を活用し、世代や属性を超えた交流ができる居場所づくりを支援します。 ●市民と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や興味関心からのつながりなど、多様なつながりが生まれる場づくりを行います。 ●地域で安心して自立した生活を送るための、生きがいづくり、社会参加の場をつくりまします。 ●地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる機会づくりを検討します。

5 地域福祉に関する事業の健全育成

地域で支え合い、市民が自分らしく自立して生活するために、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●適切な福祉サービスが利用できるよう、公的な福祉サービスや、地域で提供されるさまざまな主体のサービスについての情報を得ることに努め、必要なサービスを選択します。
地域・団体	●事業所等との協働関係を構築し、福祉サービスを効率よく提供できるように支援します。
行政	●事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。 ●各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に取り組みます。 ●市が所轄する社会福祉法人の適正な運営と円滑な経営を確保するため、社会福祉法人の設立認可及び指導監査を行います。

誰もが地域社会の一員として、自己肯定感や自尊感情を失わず、経済的にも精神的にも豊かな生活を営めるよう、関係機関と連携し、生活困窮者に対する包括的な自立促進のための支援を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を発見した場合は、身近な人や地域の民生委員・児童委員などに知らせます。
地域・団体	●生活に困窮している人や、ひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人等、何らかの支援が必要な人を地域で把握し、支援につなげるための仕組みをつくりまします。
行政	●生活に困窮する本人や家族などが必要な支援につながるよう、生活困窮者自立支援事業など広報・周知活動に努めます。 ●高齢や病気、障がいなどによる失職が原因で、生活困窮者となった方が再就職し、安定した生活を送るために、個人の状況に応じた就労支援を行います。 ●生活に困窮する本人や家族に対し、その困窮理由に応じてプランを作成し、必要に応じて家賃支援（住居確保給付金）や、家計の見える化（家計改善相談支援）を行います。 ●ひきこもり状態の人の相談や社会参加支援、就労の支援などを行います。

▼地域ふれあいサロンの様子



コラム
3

地域福祉活動（地区社協・サロン）

地域住民が身近な地域に気軽に集まり、ふれあいを通じて生きがいづくり、仲間づくり、また介護予防の拠点としてサロン活動が広がりをみせています。

サロンは、地域住民が主体となり運営しており、ボランティアを含めた参加者一人ひとりが主役となって作りあげていくものです。現在、市内では地区社協やボランティアの運営により、多数のサロンが行われており、また、空き店舗等を活用した常設サロンは4ヶ所において展開されています。

サロンの効果としては、社会参加、孤立感の解消、楽しさ、身近な地域でのボランティア活動の場、そして地域課題の発見等が期待でき、地域のつながり・相談体制の場として福祉力の向上に通じます。



市社協 HP「地域福祉活動（地区社協・サロン）」▲
<https://www.ebina-shakyo.or.jp/tiikihukusikatudou>

基本目標4 意思決定を尊重する基盤づくり

～誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち～

(海老名市成年後見制度利用促進基本計画2025)

1 海老名市成年後見制度利用促進基本計画2025の策定

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度です。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は、認知症や知的障がい等の理由により支援が必要とされる人の数に比較すると、十分とは言えない状況にあります。

国では、「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を平成29(2017)年に策定し、本制度の普及と啓発に取組み、知識の普及や理解の促進が進みましたが、一方で制度利用へのハードルは依然として高いままです。

このため、令和4(2022)年からの「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域や関連機関と連携して制度の利用を促すための具体的な取組みが盛り込まれ、心地よい生活に努めることとしています。

本市では、令和4年に「海老名市成年後見制度利用促進基本計画」(第1期)を策定し、「誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち」を基本目標に掲げ、中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の利用支援を3つの基本施策として、成年後見制度の利用を促進してまいりました。

第2期となる本計画では、国の基本計画を踏まえ、これまでの施策の充実を柱に、市民の尊厳ある人生のために、制度をより身近なものとし、利用しやすい体制づくりに向けた取組みを推進してまいります。

2 計画の施策体系

基本施策1 中核機関の運営	
	【目指す姿】 成年後見人制度の担い手を発掘・育成すると共に、その担い手が孤立することがなく相談できるまち
基本施策2 地域連携ネットワークの活性化	
	【目指す姿】 地域の関係団体が相互連携し、適切な支援へと繋がるまち
基本施策3 成年後見制度の利用支援の充実	
	【目指す姿】 本人の意思決定を尊重し、成年後見制度をはじめ、適切な権利擁護支援を受けられるまち

現状と課題

<制度に関する現状と課題>

えびな成年後見・総合相談センターを中核機関として、権利擁護が必要な方を支援する、地域連携ネットワークの活性化が必要です。

<高齢者の現状と課題>

認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、関係機関の連携等による地域で支え合う基盤の強化が必要です。

<障がい者の現状と課題>

「ともに認め合うまち・海老名宣言」を軸に、誰もが地域の一員として尊重される、個々のニーズに合った支援の充実が必要です。

中核機関は、地域において成年後見制度の利用が必要な方の支援を行い、専門職等による助言の確保や各関係機関との連携・協力する体制を構築することによって、「地域連携ネットワーク」の要となる役割を担います。

本市では、令和4年から「えびな成年後見・総合相談センター」を本計画の中核機関に位置付け、国が中核機関に求める4つの機能を満たす形で、センターの事業の継続と充実を図ってまいります。

■国の計画における中核機関の4つの機能に基づく、本市のセンターの事業

機能	事業内容	センターの事業
広報機能	●関係機関への制度の周知啓発 ●成年後見制度に係る講演会・研修会などの開催 ●成年後見制度の普及啓発	●パンフレットの作成 ●講演会の開催 ●情報共有会議の開催
相談機能	●後見利用の一般的な事項に関する相談支援 ●申立に関する相談支援 ●専門職等による専門相談支援	●日常的な相談体制 ●専門職等による相談 ●アドバイザー派遣
成年後見制度利用促進機能	●受任者調整（マッチング）等の支援 ●市民後見人の育成と活動の支援 ●日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	●受任調整会議の開催 ●市民後見人候補者名簿の作成 ●市民後見人のスキルアップ研修の開催 ●関係機関との研修の実施
後見人支援機能	●市民後見人や親族後見人の支援	●日常的な相談体制 ●専門職等による相談 ●関係機関との研修の実施

※ その他の機能

4つの機能が充実することにより、成年後見人等や本人を支援する関係者が不正を発見した際の相談先が明確になることから、関係者での見守り体制を強化することで、後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられるようになり、不正防止の効果も期待できます。

地域連携ネットワークは、全国どの地域においても、必要な方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

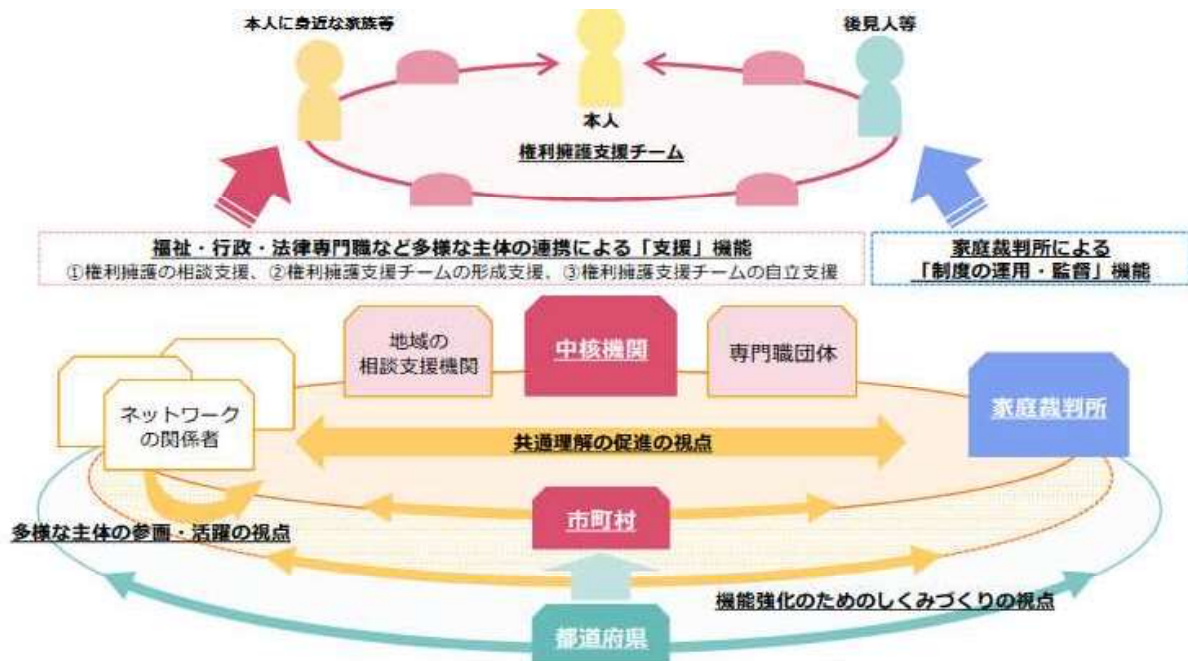
行政、中核機関、地域の関係機関、関係者等が連携して地域連携ネットワークを構築することにより、中核機関と共に先の中核機関の4つの機能の実行に努め、本人及び後見人の支援を行います。

本市では、センターにおいて、成年後見制度を含めた権利擁護について、各地域の課題の検討や個人情報に配慮した形で具体的な事例の概要を共有する情報共有会議を定期的を開催しています。

今後は、これまでに培った協力体制を発展させることによって、権利擁護に間接的に関わる関係者等を広く含んだ地域のネットワーク体制の強化に取り組みます。

地域連携ネットワークは、その体制の中に、後見人と本人に関わる関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」と、専門職等の団体や関係機関の協力・連携体制を強化するとともに、地域における課題の検討及び計画の進捗状況の確認を行う合議体である「協議会」の仕組みを持つものとします。

<権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ>



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画

【本市における「チーム」・「協議会」のあり方】

(1)「チーム」

「チーム」とは、親族及び本人を支援する関係者が協力して日常的に本人を見守り本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

本市では、センターにおいて、「チーム」に関わる関係機関に対し、チームとなって本人を継続的に支援することの重要性の周知啓発を行います。

(2)「協議会」

「協議会」とは、関係機関の協力・連携体制を強化するとともに、地域における課題の検討及び計画の進捗状況の確認を行う合議体です。

本市では、センターが開催する「情報共有会議」で、課題の検討や事例の共有を行っており、当会議を「協議会」に位置付け、本人や本人を支援する関係者の支援を行えるような地域の体制作り及び専門職等の団体や関係機関の協力・連携体制の強化推進に取り組みます。

併せて、センターの運営について協議を行う「えびな成年後見・総合相談センター運営委員会」を、情報共有会議と共に本市の「協議会」に位置付け、運営委員会において、本計画の進捗状況の確認を行います。

本市では、情報共有会議及び運営委員会の2つの会議体を併せて「協議会」とし、それぞれの役割に応じた議題及び構成員で国の求める「協議会」としての役割を果たします。

【本市における協議会のあり方】

合議体	協議会	
	情報共有会議	運営委員会
役 割	地域の課題の検討	計画の進捗状況の確認
事務局	中核機関 (えびな成年後見・総合相談センター)	
構成員	地域包括支援センター 障がい者相談支援事業者 行政職員 その他センターが 必要と認めた機関 (司法書士, 社会福祉士, 行政書士)	弁護士 司法書士 社会福祉士 行政書士 学識経験者(市内福祉団体代表) 行政職員
その他	弁護士が 事務局として参加	横浜家庭裁判所が オブザーバーとして参加

本人の意思決定を尊重し、成年後見制度の適切な利用を支援するため、市民後見人の活用、制度の利用に関する助成、意思決定支援に取組み、制度の利用支援の充実を図ります。

■実施事業

事業	事業内容
市民後見人の活用	今後、成年後見制度の利用が拡大することによる専門職等の後見人の不足に対処するため、法人との複数後見や専門職等から市民後見人へのリレー形式での後見など、専門職等との連携を促進することによって市民後見人の積極的な活用を図ります。
成年後見制度の利用に関する助成	令和4年に制度を見直し、助成の対象を市長申立に限定したものから、本人や親族による申立に拡大するとともに、生活保護受給者から、一定の要件の低所得者にも拡大し、後見人等への報酬だけでなく、申立費用の助成もできるものとしており、制度の利用支援の充実を図ります。
意思決定支援	本人の意思や考えをできる限り尊重した支援を行う「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に則り、市内の関係機関に対して、意思決定支援の重要性を周知啓発することによって、より一層意思決定支援の理念を重視した権利擁護支援が行えるような体制の充実を図ります。

▼市民後見人出張出前講座の様子



「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

成年後見制度利用促進基本計画においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。（中略）

これを受けて、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーとするワーキング・グループが立ち上げられ、令和元年5月以降、このワーキング・グループにおいて、指針の策定に向けた検討を進めてきました。（中略）利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を行い、最終的なとりまとめに向けた検討を進めてきましたが、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が完成しましたので、これを公表します。

（最高裁判所ホームページから抜粋）

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html

◇ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則◇

（1）意思決定支援の基本原則

第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

（2）代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

（「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」より一部抜粋）

誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち

基本施策

施策1

中核機関の運営

事業		事業内容
①	広報機能	○関係機関への制度の周知啓発 ○成年後見制度に係る講演会・研修会などの開催 ○成年後見制度の普及啓発
②	相談機能	○後見利用の一般的な事項に関する相談支援 ○申立に関する相談支援 ○専門職等による専門相談支援
③	成年後見制度利用促進機能	○受任者調整(マッチング)等の支援 ○市民後見人の育成と活動の支援 ○日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
④	後見人支援機能	○市民後見人や親族後見人の支援

施策2

地域連携ネットワークの活性化

⑤	「チーム」	○チームとして支援することの重要性の周知啓発
⑥	「協議会」	○権利擁護支援に関する地域課題の検討 ○本計画の進捗状況の確認

施策3

成年後見制度の利用支援の充実

⑦	市民後見人の活用	○新たな市民後見人の養成 ○市民後見人を後見人候補者とする受任者調整
⑧	成年後見制度の利用に関する助成	○成年後見制度に係る報酬費用の助成 ○審判申立に係る費用の助成
⑨	意思決定支援	○関係機関に対する意思決定支援の重要性の周知啓発

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	● 成年後見制度に関心を持ち、後見人候補者として登録します。 ● 成年後見・総合相談センター相談窓口を利用し、困っている人に情報提供や支援を行います。
地域・団体	● 成年後見制度に関する講座等を開催し、制度の重要性を市民に伝えます。 ● 見守り活動を通じて高齢者や障がい者の状況を把握し、必要に応じて成年後見制度を利用できるよう支援します。
行政	● 制度に関する情報提供や相談窓口の整備、後見人候補者の登録支援を行い、市民に対する理解を深めるための啓発活動を実施します。 ● 後見人の養成・研修を行い、適切な支援が提供されるよう監督機能を果たします。

コラム
4

えびな成年後見・
総合相談センター

その人らしい暮らしを守る積極的権利擁護の視点にたち、分野を超えた総合的な相談体制を軸に、成年後見や福祉全般に関する相談（専門職による無料相談を含む）、市民後見人の養成・活動支援、市民向けの講演会の開催などを行い、安心した生活を送ることができる地域づくりを目指しています。

▼市社協 HP

「えびな成年後見・総合相談センター」

<https://www.ebina-shakyo.or.jp/seinenkouken>



えびな成年後見・総合相談センターパンフレット ▶

▼えびな成年後見・総合相談センター外観



えびな成年後見・総合相談センター

あなたの暮らしを守る
成年後見制度



社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

基本目標5 誰一人取り残さないまちづくり

(海老名市再犯防止推進計画2025)

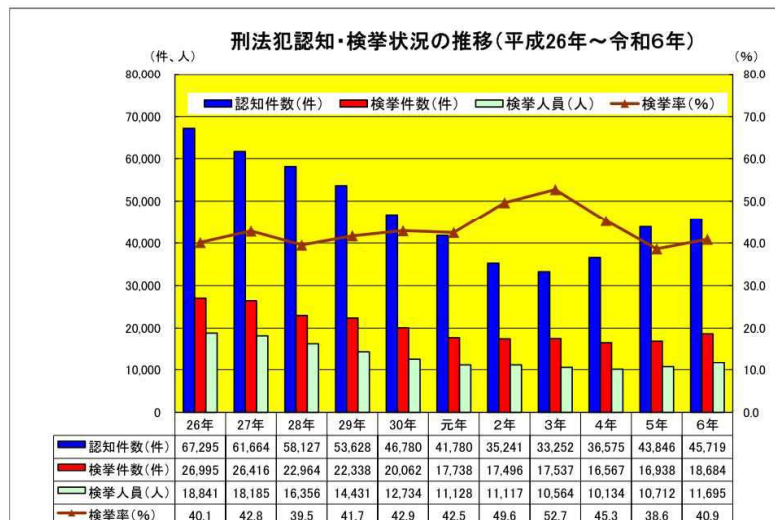
海老名市再犯防止推進計画2025の策定

近年、再犯率が高いことが社会問題として深刻化しており、特に刑務所出所者や保護観察対象者が再犯を繰り返す現状が浮き彫りになっています。

このため、出所者が再び罪を犯さないように支援するための具体的な施策が急務となっています。

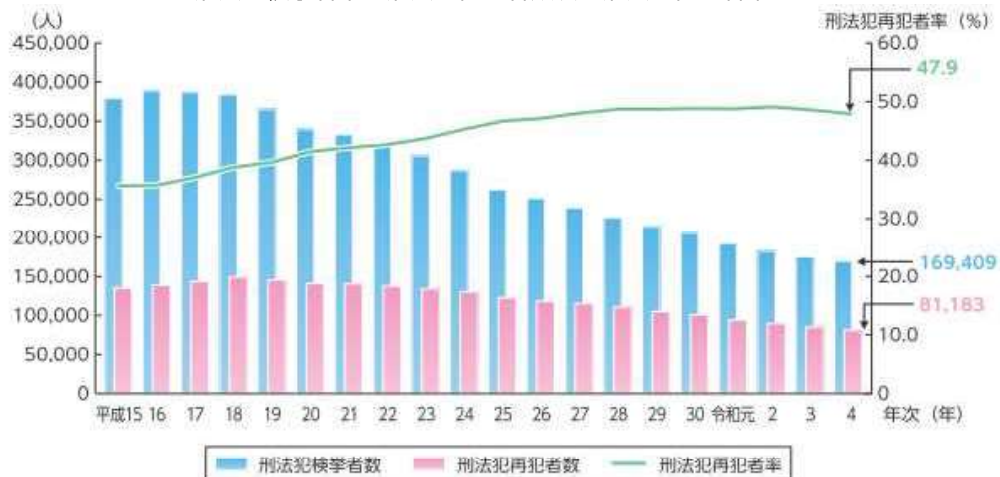
本計画は、再犯を防止するために、行政、市民、団体、福祉機関、民間協力者などさまざまな関係機関が連携し、特に就労支援や居住支援といった生活基盤を安定させるための支援が重要です。

また、地域全体で出所者を支援し、受け入れる意識を高めることが求められています。地域ごとの実情に即した支援を行い、再犯を未然に防ぐだけでなく、出所者が社会で自立できる環境を整備することを目的に本計画を策定するものです。



出典：神奈川県警察本部作成 犯罪統計資料（年間数値、令和6年のみ12月暫定値）

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数及び刑法犯再犯者率



出典：法務省 令和5年版再犯防止推進白書

現状と課題

再犯防止は地域社会の安全と共生を実現するために重要な課題となっています。刑務所出所者や保護観察対象者が社会復帰する際、就労支援や居住支援が不十分であることが再犯の要因とされています。

また、課題を抱える人々への支援が不足している現状があります。

市民アンケートでは、再犯防止施策として、保護司や協力雇用主等の民間協力者に対する支援、広報活動の推進、対象者への就労や住居の支援が必要とされています。

福祉・医療・教育・労働など多様な分野での連携が不可欠であり、包括的な支援体制の強化が再犯防止に向けた重要な課題です。

基本 施策

1 市民等の関心と理解の醸成

犯罪や非行をした人たちの更生について広く住民の理解を得るため、それぞれの立場において犯罪や非行のない地域社会を築きます。

— 主体ごとに期待される役割と取り組み —

個人	●地域で開催される「社会を明るくする運動」に参加します。 ●地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取り組みに関心を持ちます。
地域・団体	●犯罪や非行をした人が社会的に孤立することを防ぐため、あらゆる世代や人を結びつけるための事業「社会を明るくする運動」に協力します。
行政	●「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間などの取組を通して広報・啓発活動を進めます。 ●地域による見守り活動などの防犯活動への支援に取り組みます。

2 関係機関・団体の支援及び連携強化

再犯防止のため、保護司会や更生保護女性会など関係機関や団体との連携を強化し、情報共有や支援体制を構築します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●地域のイベントやボランティア活動に参加します。 ●支援団体への寄付や協力を行います。
地域・団体	●「社会を明るくする運動」を中心に、出所者や保護観察対象者が地域社会に溶け込めるよう、地域住民の理解の醸成に努めます。
行政	●犯罪をした人等の地域での生活を支援する保護司やボランティアなど、民間協力者の活動を支援します。 ●保護司の人材の確保、保護司の安心・安全な活動の持続化に向けて、保護観察所等の関係機関との連携を図ります。

3 罪を犯した人等の社会復帰支援

罪を犯した人が再び社会に適応し、再犯を防ぐために、就労支援や生活支援などを提供します。経済的・社会的自立を促し、地域社会の安全と安定に寄与します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●罪を犯した人に対して偏見を持たず、就労や社会参加を支援します。
地域・団体	●病院等が実施する、罪を犯した人の社会復帰を支援するためのプログラムや居場所づくりと連携します。
行政	●居住支援、就労支援をはじめとする福祉的な支援を行います。 ●再犯防止のための適切な支援につなげるため、市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供や、関係機関との情報共有を図ります。